第5回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年7月28日 開催

北斗市農業委員会

招集年月日	令和4年7月28日				
招集場所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室				
委員の出欠状況	1番 澤 田 亨 出席 8番 落 合 修 出席				
(出席 12名)	2番 山 本 正 人 出席 9番 吉 田 勝 幸 出席				
(欠席 2名)	3番 齊 藤 介 男 出席 10番 佐々木 敬 子 出席				
	4番 笠 原 勝 幸 出席 11番 時 田 孝 喜 欠席				
	5番 佐々木 秀 樹 出席 12番 加 藤 隆 出席				
	6番 岡村栄士 出席 13番 佐々木 勝利 出席				
	7番 中 川 哲 欠席 14番 和 田 勝 雄 出席				
本会議に職務のため出席した者の職氏名					

会長提出議案	報告第1号	土地の現況証明書(専決事項)の交付について
	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について
	報告第3号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適 合状況報告について
	報告第4号	農地法第5条の規定による届出について
	報告第5号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて
	報告第6号	農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効につい て
	議案第1号	土地の現況証明書の交付について
	議案第2号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取に ついて
	議案第3号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の 確認について
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(所有権移転)の決定について
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(賃貸借)の決定について
	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(使用貸借)の決定について
	議案第7号	農用地利用配分計画(案)に関する意見の聴取について
	議案第8号	農地移動適正化あっせんの申出について
	議案第9号	土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題		

第5回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年7月28日 午後 1時32分

日程第	1	会議録署名委員の指名について	
日程第	2	会期の決定について	
日程第	3	土地の現況証明書(専決事項)の交付について	(報告第1号)
日程第	4	農地法第3条の規定による届出について	(報告第2号)
日程第	5	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合 状況報告について	(報告第3号)
日程第	6	農地法第5条の規定による届出について	(報告第4号)
日程第	7	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	(報告第5号)
日程第	8	農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効について	(報告第6号)
日程第	9	土地の現況証明書の交付について	(議案第1号)
日程第1	0	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取につ いて	(議案第2号)
日程第1	1	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	(議案第3号)
日程第1	2	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(所有権移転)の決定について	(議案第4号)
日程第1	3	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(賃貸借)の決定について	(議案第5号)
日程第1	4	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(使用貸借)の決定について	(議案第6号)
日程第1	5	農用地利用配分計画(案)に関する意見の聴取について	(議案第7号)
日程第1	6	農地移動適正化あっせんの申出について	(議案第8号)
日程第1	7	土地の現況証明調査委員の指名について	(議案第9号)

第5回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和4年7月28日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	土地の現況証明書 (専決事項) の交付につい て	会長	報告済	1件
2	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	1件
3	報告第3号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法 人要件の適合状況報告について	会長	報告済	1件
4	報告第4号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
5	報告第5号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについ て	会長	報告済	2件
6	報告第6号	農用地利用集積計画に定められた法律関係の 失効について	会長	報告済	1件
7	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3件
8	議案第2号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意 見の聴取について	会長	決定	1件
9	議案第3号	農地法第18条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	2件
1 0	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ る農用地利用集積計画(所有権移転)の決定 について	会長	決定	3件
1 1	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ る農用地利用集積計画(賃貸借)の決定につ いて	会長	決定	8件
1 2	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ る農用地利用集積計画(使用貸借)の決定に ついて	会長	決定	4件
1 3	議案第7号	農用地利用配分計画(案)に関する意見の聴 取について	会長	決定	1件
1 4	議案第8号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1件
1 5	議案第9号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	_

(午後 1時32分 開会)

(開会宣言) 和田会長

どうも、皆さまお疲れさまでございます。

今日は急に暑くなりまして、体調もすぐれないような状況で、 ここは涼しくて会議がスムーズに行くのではなかろうかと思いま す。

また、コロナのほうもさかのぼりしているような状況下で、大変危険なような感じがいたしまして、皆さんはかからないように十分注意してください。私も病院に行くと、まず手洗いから、函病なんかは玄関に人が立っていて、マスクをしていなかったら事務の人が走ってきますし、手の消毒、手洗いも厳しくてもの凄いものです。そんなことで、十分に注意していただきたいと思います。

皆さんも、普段からいろんなニュースで御承知と思いますが、 農家にとって一番、来年の肥料や資材が高騰しているということ で、このロシアとウクライナの戦争が終わらない限り、なかなか スムーズに物が下がらないのではなかろうかと。そんな中で、い ろんな関係の物の値段が高騰しているけど、野菜の値段は、その 割に例年どおりの値段で推移しているような状況で、農家に一番 負担がかかるような状況下にあるということで、実際、大きい農 家も大変だろうけれども小さい農家の人も大変だと思います。

そんな中で、機械のセールスに歩いている方によりますと、後継者がいなくて高齢になっていると、水田をやめたいと言っていまして、そして田植え機械なり乾燥機などを売りたいから何とか買ってくれる人を探してほしいと、ついでに田んぼも買ってくれれば売りますというような話で、どこにそういう話を持って行ったらいいのかなと言っていましたから、一応、農業委員会の事務局のほうに行って相談してくださいと。機械付きで田んぼを売ったら売れるかもしれませんと、一応、言っておきましたけれども。そんな中で、いい話が全然聞こえてこないということであります。

上磯のほうでは、トマトが終わりまして、秋収穫のキュウリを 定植しているという状況下にございます。暑い中で大変だと思い ますけれども、頑張って仕事をしていただきたいと思います。米 のほうも若干遅れているかなと思っていたんですけれども、この 天気で回復してくれるのを祈っています。秋には、皆さんのニコッとした顔を見れるのが一番かなというふうに思います。

農協のほうの話を聞くと、だいぶ農協のほうも締め付けが厳しくなりまして、融資なんかでも、きちんとした営農計画がされている方であれば大丈夫だけれども、ちょっと線に引っかかっているような人は大変厳しいというような状況にあるという話でございます。そんなことで、厳しい厳しいというような話でございます。今日は、第5回北斗農業委員会総会でございます。この涼し

い中で、スムーズに事を進めていきたいと思いますので、御協力 をお願いしたいと思います。本日は、報告6件、議案9件であり ます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。

事務局長

それでは、委員の動向をお知らせいたします。

7番中川委員、11番時田委員より欠席の届出、また、8番落 合委員からは遅参する旨の届出がありました。

北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。

日程第1 議長

日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。

議席番号9番吉田勝幸委員、議席番号10番佐々木敬子委員の 両名を指名いたします。

日程第 2 議 長

日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。

日程第3

議長

日程第3 報告第1号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、浜分小学校より北側の土地で、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。この土地につきましては、平成29年9月に農地法第5条の規定による許可を受けた土地でありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現

況証明願処理要領第8条第1項第2号の規定により専決処分しま したことを御報告するものでございます。

以上でございます。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第 4 議 長

日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放 牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届 け出ることとなっております。

番号1につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より北東側などの農地でございまして、これらの届け出につきましては 北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを 御報告するものでございます。

以上でございます。

議長

朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第5

議長

日程第5 報告第3号「農地法第6条の規定に基づく農地所有 適格法人要件の適合状況報告について」を議題といたします。

市内法人の番号1から番号15まで及び市外法人の番号1から番号7までを一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に、農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。

提出された書類によりまして、法人形態要件・事業要件・構成 員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内法人の番 号1から番号14までにつきましては要件を満たしていると考え ております。なお、番号15につきましては、事業年度終了時点 での文書通知や催促を行ってまいりましたが、提出がなかったた め適否判定ができない状況にあります。この法人に対しまして は、引き続き報告書の提出について催促してまいりたいと考えが、 番号2・6・7につきましては要件を満たしていると考えがります。なお、番号4の法人に対しましては2の事業要件を満ためます。なお、番号4の法人に対しましては2の事業を考えてほしいなどのお話をさせていただいております。また、番号1・3・5につきましては、所在する自治体への提出もなかったことから適否判定ができない状況にありますが、これらの法人に対しましては、報告書の提出について催促している旨を事務局担当者から聞いております。

説明は、以上でございます。

議長

朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第 6 議 長

日程第6 報告第4号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地 法第5条第1項第7号の規定により農業委員会に届け出ることと なっております。

本件に関しましては農業振興センターより西側の農地で、現在 閉店している店舗の駐車場を拡張するため転用の届け出があった ものでありまして、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決 処分しましたことを御報告するものでございます。

以上でございます。

議長

朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 1番澤田委員。

澤田委員

この金額がわかりましたら、教えてもらえますか。

議長

事務局長。

事務局長

お答えいたします。

今回の場合は賃貸借ということでございまして、売買の時は資金計画の書類を提出してもらうんすけれども、いくらで貸すというものの書類を添付するということはなっていなかったものですから、大変申し訳ありませんが、こちらについては不明ということでございます。

議長

よろしいですか。

澤田委員

わかりました。

議長

他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。

日程第7

議長

日程第7 報告第5号「農地移動適正化あっせん申出の取下げ について」を議題といたします。

番号1及び番号2を一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1及び番号2につきましては、函館育ちライスターミナルより西側の農地でございまして、番号1につきましては令和2年11月に、番号2につきましては平成21年7月に、それぞれあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。

以上でございます。

議長

朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第8

議長

日程第8 報告第6号「農用地利用集積計画に定められた法律 関係の失効について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、5月総会において所有権移転の決定をいただいておりましたが、支払期限当日に来庁がなく、当日及び後日において幾度か連絡を入れるも何の音沙汰がなかったことから、双方が交わした利用権設定等申出書には「対価の支払い期限までに対価の全部の支払いがなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する」旨の定めがあることから、売主及び買主に対し売買契約の失効について通知したことを御報告するものでございます。

以上でございます。

議長

朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第 9 議 長

日程第9 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を 議題といたします。

番号1から番号3までを一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々 木勝利委員より報告をお願いいたします。

佐々木委員

それでは、現況調査の報告をいたします。

調査日は令和4年7月13日で、調査委員は私と齊藤委員と中川委員と佐々木敬子委員の4人と、事務局の2名で行きました。

1番は、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番は、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。3番は、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。

以上です。

議長

報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第10 議 長

日程第10 議案第2号「北斗農業振興地域整備計画の変更に 関する意見の聴取について」を議題といたします。

番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

この北斗農業振興地域整備計画とは、現況農用地について、地域、地区ごとに農用地区域の設定方針を示した農用地利用計画や農業生産基盤の整備及び開発の方向を示した農業生産基盤の整備開発計画など8つの計画で構成されておりまして、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、本日、御提案するものでございます。

番号1につきましては、経営体育成基盤整備事業南大野北部地区を実施するに当たり、事業実施地区において農振農用地となっていない南大野会館より東側などの農用地9筆について、農振農用地区域へ編入するための計画変更でございます。番号2につきましては、5月総会において農地法第5条申請がなされ決定をいただきました谷観光農園より東側の農地でございまして、転用許可につきましては、当該地が農振農用地から除外されていることも条件となりますので、計画変更するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第11 議 長

日程第11 議案第3号「農地法第18条の規定による合意解 約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

番号1及び番号2を一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月 以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と 引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考 えられます。

なお、番号1につきましては、この後の議案第5号(賃貸借の 決定)において御審議いただく予定となっております。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いた します。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第12 議 長

日程第12 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の 規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」 を議題といたします。

番号1及び番号2を一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、ふじの学園より北側の農地でございまして、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、北海道立道南農業試験場より西側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議長

番号3は、私の案件でございまして、澤田職務代理と議長を交代いたします。

(議長交代)

澤田職務代理

番号3の案件につきましては、14番和田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

(和田委員 退席)

澤田職務代理

それでは、番号3を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

澤田職務代理

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号3につきましては、細入会館より東側の農地でございまして、令和元年7月より、この土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

澤田職務代理

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いた します。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

(和田委員 復席)

澤田職務代理

和田会長と議長を交代いたします。

(議長交代)

日程第13 議 長

日程第13 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の 規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議 題といたします。

番号1から番号8までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、市営住宅市渡中央団地より東側の農地でございまして、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号2につきましては、北斗市火葬場より北側の農地でございまして高齢のため経営規模拡大を図ろ

うとする方へ貸すものでございます。番号3につきましては、特別養護老人ホーム清華園より西側の農地でございまして、自身が経営する法人へ貸すものでございます。番号4から番号6までにつきましては、特別養護老人ホーム清華園より北側などの農地、番号7及び番号8につきましては㈱サン・グリーン函館工場より南側の農地で、いずれにつきましても、労働力不足のため近接する農地を耕作する方へ貸すものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第14 議 長

日程第14 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の 規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を 議題といたします。

番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、東開発神社より南側の農地で、自身が経営する法人と使用貸借するものでございます。番号2及び番号3につきましては、南大野会館より北側・南側の農地で、経営規模拡大を図ろうとする方と使用貸借するものでございます。番号4につきましては、八郎沼公園より南東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第15 議 長

日程第15 議案第7号「農用地利用配分計画(案)に関する 意見の聴取について」を議題といたします。

番号1につきましては、個人名委員が北斗市農業委員会会議規 則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますの で退席を求めます。

(個人名委員 退席)

議長

それでは、番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

農地中間管理機構は、農地中間管理権を有した農用地等について賃借権の設定等を行おうとするときは、貸付先決定ルールの各項目に適合するかを総合的に判断し借受者を決定したのち農用地利用配分計画(案)を定め、北海道知事の認可を受けなければならないとされております。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定める場合には市町村に対し利用に関する情報の提供その他必要な協力を求め、市町村において必要があると認めるときは農業委員会の意見を聴くものとされていることから、本日、御提案するものでございます。

本件に関しましては、有限会社新和運輸より南西側の農地でございまして、前経営者である個人名が平成29年6月に農用地利用配分計画の認可を受けて耕作しておりましたが、昨年12月に経営移譲したことによりまして、改めて農用地利用配分計画

(案)を定める必要があることから、地域農業を担う中心経営体でもある個人名を借受者としたい旨の意見が市から求められているものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

(個人名委員 復席)

日程第16 議 長

日程第16 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。

番号1につきましては、議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。

日程第17

議長

日程第17 議案第9号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。

議席番号2番山本正人委員、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号9番吉田勝幸委員、議席番号11番時田孝喜委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。

議長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、第5回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

(午後 2時39分 閉会)

 会長(議長)
 和 田 勝 雄

 署名委員
 吉 田 勝 幸

 " 佐々木 敬 子